

議案第 34 号

豊橋市美術博物館条例の一部を改正する条例について

平成 27 年 8 月 27 日提出

豊橋市教育委員会

教育長 加藤 正 俊

豊橋市美術博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 日提出

豊橋市長 佐原 光 一

豊橋市美術博物館条例の一部を改正する条例

豊橋市美術博物館条例（昭和54年豊橋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第3（第6条関係）				別表第3（第6条関係）			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
(略)				(略)			
第二企画展示室		1日につき	7,750	第二企画展示室		1日につき	7,750
第三企画展示室	全部利用	1日につき	13,510	第三企画展示室		1日につき	13,510
	A	1日につき	5,200	(略)			
	B	1日につき	8,310	(略)			
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 5 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表第3に定める使用料の徴収その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

本案を提出するのは、美術博物館の第三企画展示室の一部利用に伴い、使用料について規定するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。